

後期高齢者医療制度が始まります

現在の老人保健制度は、平成19年度で廃止され、平成20年4月から新しい「後期高齢者医療制度」が始まります。この医療制度の被保険者となる75歳以上（一定の障害のあるかたは65歳以上）のかたがたは、現在加入中の医療保険制度を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

埼玉県では、県内のすべての市町村が加入する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。町は、保険料の徴収、各種申請・届け出の受付、保険証の引き渡しなど、被保険者の皆さんにとって身近な窓口業務を行います。

●被保険者

新たな医療制度の被保険者となるかたは、埼玉県内にお住まいの75歳以上のかたと65歳以上75歳未満で一定の障害のあるかた（申請して広域連合の認定を受ける必要があります）です。これは現行の老人保健制度における老人医療対象者と同じです。

※健康保険組合などの被扶養者であったかたも対象となり、後期高齢者医療制度への加入後は、国民健康保険、健康保険組合、政府管掌保険、共済組合などの被保険者ではなくなります。

●加入する日

- ・75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）
- ・75歳以上のかたが皆野町に転入した日から
- ・65歳以上75歳未満の一定の障害のあるかたが申請して広域連合から認定を受けた日から

●被保険者証（保険証）

被保険者証（保険証）は平成20年3月下旬にお届けする予定です。

●保険料

保険料は被保険者個人単位で算定・賦課します。保険料の徴収方法は原則として特別徴収（いわゆる年金からの天引き）の方法によります。

●お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、埼玉県後期高齢者医療広域連合が交付した保険証をお持ちください。窓口では、現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の1割（ただし、現役並み所得者は3割）を負担していただきます。

問合せ 住民福祉課福祉係 ☎62-1230 内線108

制度のしくみ

